

おおくま

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場総務課
 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
 電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
 F A X：0242-26-3794
 E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
 ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
 大熊町公式ホームページ
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

2014年10月15日 お知らせ版



案内

**双葉地方広域消防職員
意見発表会が開かれます**

第13回双葉地方広域消防職員意見発表会が11月12日、広野町で開かれます。「全力で双葉郡を守る」火災・救急・救助、災害活動の最前線で戦う若き消防隊員の心の声をお聞きください。

- ◆日時 平成26年11月12日(水) 午後1時30分～3時
- ◆会場 広野町公民館2階大会議室
- ◆発表者 消防職員5人
- ◆主催 双葉地方広域市町村圏組合消防本部
- ◆その他 入場は無料です

【お問い合わせ先】

双葉地方広域市町村圏組合消防本部 総務課
 電話0240(25) 8523

※お手数ですが、来場される方はあらかじめ人数等の連絡をお願いします。

所得税課から

**所得税の申告期限延長
解除について**

この度、震災以降続いていた所得税の申告期限延長が解除となり、来年の3月31日が申告の期限と定められました。

これに伴いまして、税務署では9月29日～11月28日(土日祝日を除きます)の間、被災者の方に対する申告相談の期間を設けております。期限直前は混雑が予想されるため、平成22年から平成25年分までの申告が済みでない方や、雑損控除の申告をご希望の方は、なるべくこの機会での申告をお願いいたします。事前の予約が必要となりますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

詳細につきましては、広報9月15日号に同封されている税務署からのお知らせをご覧ください。

※雑損控除について

原発事故の被災者の方につきましては、東電からの家財の賠償額が国税庁で定める家財の評価額と異なるため、雑損控除を受けられる場合があります。震災

災害時の家族構成等により評価額が異なりますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
 大熊町役場会津若松出張所 税務課

福島県内の税務署の所在地・電話番号等

税務署	所在地	電話番号
福島税務署	福島市森合町16-6	024-534-3121
会津若松税務署	会津若松市城前1-82	0242-27-4311
郡山税務署	郡山市堂前町20-11	024-932-2041
いわき税務署	いわき市平字菱川町6-3	0246-23-2141
白河税務署	白河市中田5-1	0248-22-7111
須賀川税務署	須賀川市東町135-1	0248-75-2194
喜多方税務署	喜多方市字花園38 (旧福島地方法務局喜多方出張所)	0241-24-5050
相馬税務署	相馬市中村字曲田92-2 ※相談会場はピアフレスコ (南相馬市原町区北原字境堀225)	0244-36-3111
二本松税務署	二本松市亀谷1丁目29	0243-22-1192
田島税務署	南会津郡南会津町田島字寺前甲 2939-2	0241-62-1230

※電話によるご相談とご予約は、自動音声に従って「0」番を選択してください。なお、電話による受付は平日の午前9時から午後5時までです。

お願い

国道6号・県道36号

特別通過交通のステッカー
を返却してください

平成26年9月15日(月)付けの当該制度の改正により、国道6号及び県道36号の通過交通の運用が変更され、当該区間の走行については、ステッカーが不要となりました。

つきましては、これまで国道6号(双葉町側)／国道6号(富岡町側)／国道6号(双葉町側)／県道36号ルートの通行に使用されていたステッカーについて、平成26年11月28日(金)までに返却をお願いします。
ご協力よろしくお願ひします。

◆返却方法

- ①「大熊町役場 会津若松出張所 環境対策課」「大熊町役場 いわき出張所」「大熊町役場 中通り連絡事務所」窓口へ直接返却
 - ②「大熊町役場 会津若松出張所 環境対策課」へ郵送
- ※送付先 〒965-0873
会津若松市追手町2番41号
大熊町役場会津若松出張所環境対策課

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
環境対策課

教室

シルバークッキングを
開催します

「食欲の秋」です。皆さまは
お元気で過ごしてでしょうか。
今回は、体調を整える献立です。
おいしく食べて深まりゆく秋を
楽しみましょう。
ご参加をお待ちしております。

◆日時

10月24日(金) 午前10時～午後1時

◆場所

会津若松市勤労青少年ホーム

◆対象

65歳以上の大熊町民の男性

◆参加費

実費(300円程度)

◆持参物

エプロン・三角巾

◆申込

10月20日(月)まで電話でお申し込みください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

大熊町保健センター

新日本プロレスに無料招待

10月28日(火)に会津若松市の鶴ヶ城体育館で行われる新日本プロレス「Road to POWER STRUGGLE」に、今年も大熊町民が無料招待されました。

入場には無料チケットが必要となり、次のとおり配布します。

◆配布開始日時

平成26年10月1日(水)～ 午前8時30分～午後5時

◆配布場所

大熊町役場会津若松出張所 生活支援課

※土・日・祝日を除きます。電話での申込はできません。

◆催名

新日本プロレス「Road to POWER STRUGGLE」

◆開催日時

平成26年10月28日(火)

開始：午後6時30分

◆開催会場

鶴ヶ城体育館

※土足厳禁

◆配布の対象

大熊町民(2階自由席のみ)

◆主催

新日本プロレスリング(株)

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
生活支援課



ママだってやってみ隊!

～10月イベントご案内～

私たち「ママだってやってみ隊!」は月1回、第3火曜日を基本に会津若松市内で活動する大熊町のママさんサークルです。10月は“寄せ植えイベント”を行います。自分だけの小さなお花畑を作って、お部屋や軒先を素敵に飾ってみませんか。どなたでもご参加頂けます。

◆日時

10月28日(火) 午前10時～

※受付9時45分～

◆場所

一箕町長原仮設住宅集会所

◆準備物

移植べら、軍手、エプロン(お持ちの方)

◆材料費

1500円

◆定員

20人

◆申込締切

10月24日(金) 午後4時まで

【お申し込み先】

090-6259-7933(アベ)

※平日の10:00～16:00のみ受付

幼稚園・保育所等の申し込み手続きが変わります

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、平成27年度から利用する幼稚園・保育所等の申し込み手続きが変わります。平成26年10月から受付が開始されていますので、手続き方法をお知らせします。

●幼稚園・保育所等の利用について

子ども・子育て支援新制度では、避難先市区町村の3つの認定区分に応じて、施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育等）の利用先が決まります。〈表1〉

●申込み方法・申請方法について

幼稚園と保育所では、手続きが異なります。

幼稚園等の利用を希望する方は「利用希望申込み」、保育所等の利用を希望される方は「保育の必要性」認定の申請が必要となります。〈表2〉

●保育料等について

保育料等は、保護者の所得に応じた支払いが基本になります。

●利用契約・保育料等の支払い先について

利用する施設によって異なります。〈表3〉

●その他

避難先の幼稚園・保育所等を利用される場合の手続き方法等の詳細については、避難先の市区町村へお問い合わせください。※市区町村等により申込み・認定申請の受付期間が異なりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所

(幼稚園に関する事) 教育総務課 学校教育係

(保育所に関する事) 福祉課 福祉係

〈表1〉

3つの認定区分	対象	利用先
1号認定 【教育標準時間 (4時間)認定】	お子さんが3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 【満3歳以上 ・保育認定】	お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由(※1)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 【満3歳未満 ・保育認定】	お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由(※1)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育 (※2)

(※1)「保育の必要な事由」・・・就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVの怖れがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

(※2)「地域型保育」・・・小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育

〈表3〉

利用契約・保育料等の支払い先		
利用する施設	契約	支払い先
認定こども園 幼稚園 公立保育所 地域型保育	施設・事業者	施設・事業者 (公立保育の場合は避難先市区町村)
私立保育所	避難先市区町村	避難先市区町村

〈表2〉

施設等の利用の流れ	
幼稚園等を利用希望の場合 (1号認定)	保育所等での保育を利用希望の場合(2・3号認定)
幼稚園等に直接、利用希望申込みをします。 ① ※避難先の市区町村が、必要に応じて利用を支援します。	避難先の市区町村に「保育の必要性」の認定を申請します。 ① ※保育所等の利用希望の申込み(下記③)も同時に行う場合があります。
幼稚園等から入園の内定を受けます。 ② ※定員超過などの場合には、面接等の選考があります。	避難先の市区町村から認定証が交付されます(2号認定・3号認定)。 ②
幼稚園等を通じて、利用のための認定を避難先の市区町村に申請します。 ③	避難先の市区町村に保育所等の利用希望の申込みをします(希望する施設名などを記載)。 ③
幼稚園等を通じて、避難先の市区町村から認定証が交付されます(1号認定)。 ④	申請者の希望・保育所等の状況などにより、避難先の市区町村が利用調整をします。 ④ ※保育を必要とするお子さん(2号認定・3号認定)の場合、必要に応じて避難先の市区町村が利用可能な保育所等のあっせんなどを行います。
⑤ 幼稚園等と契約します。	⑤ 利用先の決定後、契約となります。

双葉消防本部からのお知らせ

～備えあれば憂いなし～

大きな地震などが発生すると、電気、水道、ガスなどのライフラインが断たれてしまう可能性があります。ライフラインが回復するまでは、自力で生活することを考えなければなりません。

復旧までは時間がかかる可能性もあるので非常用品を準備し、再度防災意識を高め、普段から災害に備えておきましょう！！

非常持ち出し品

両手が使えるよう、リュックサックなどにまとめて、目のつきやすいところに保管しましょう。

リュックの中身(例)

飲料水・食糧(保存がきくもの)・衣類・履物

携帯ラジオ・救急セット・レジャーシート

ウェットティッシュ・雨具・防寒衣

※あくまでも例ですので、家族環境にあわせて準備しましょう

【ワンポイントアドバイス】

食品用ラップを準備しておけば、お皿などを汚さずに使えます！！



非常備蓄品

停電に備えて・・・懐中電灯(予備電池も忘れずに)、ランタン(LED式もあります)

断水に備えて・・・飲料水、未使用のポリタンク(給水のため)

その他・・・・・・簡易ガスコンロ、固形燃料など

【ワンポイントアドバイス】

お風呂のお湯をためておくと、トイレなどに使用できます！！

災害は忘れたころにやってきます！！

日頃から家族、職場で避難経路・役割などを話し合い、万が一に備えましょう！！



お問い合わせはお近くの消防署または、
浪江消防署0240-38-2119 富岡消防署0240-25-2119